

月二十四日の記事である。⁽³³⁾ 豊後境の検分のため、縣（延岡）にやつて来た島津家久や上井覺軒を土持久綱が饗應し、その酒宴の場において「京より下候狂言大夫參、種々之義共申候也」として、狂言が催されたことが記されている。『上井覺軒日記』には、天正十年（一五八二）以降、このような饗應の場において盛んに能楽が行なわれ、また武将自らが演じた記述を数多く見ることができる。こうした史料からは、武将たちが能楽を愛好し、そして能楽が武家間での交流の場において、必要な嗜みの一つになっていたことが窺える。しかしながら上井覺軒は、同九年に著した『伊勢守心得書』において、当時の能楽の様子を次のように記している。

我々若年之比者、爰元へ然々稽故すへき上手ノ大夫不來、漸七月諏訪之祭礼之頭屋風流などに、人数一分に交、猿樂の学をし、鞍・大鞍など取見たる計也、于今京都より瀧屋大夫・正田与兵衛尉など云衆ノ様子見れハ、誠々後悔先にた、ぬ事共也

ここからは、諏訪社の祭礼における頭屋風流などにおいて、「猿樂の学」をしているものの、本格的な能楽と呼べるものが伝えられたのは、天正九年頃であることが窺える。このような能楽の状況は、饗應の場において「京より下候狂言大夫」が演じた、延岡においてもまた、同様な状況であり、本格的に能楽と呼べるものが行なわれるようになつたのは、少なくともこの頃と考えるべきであろう。

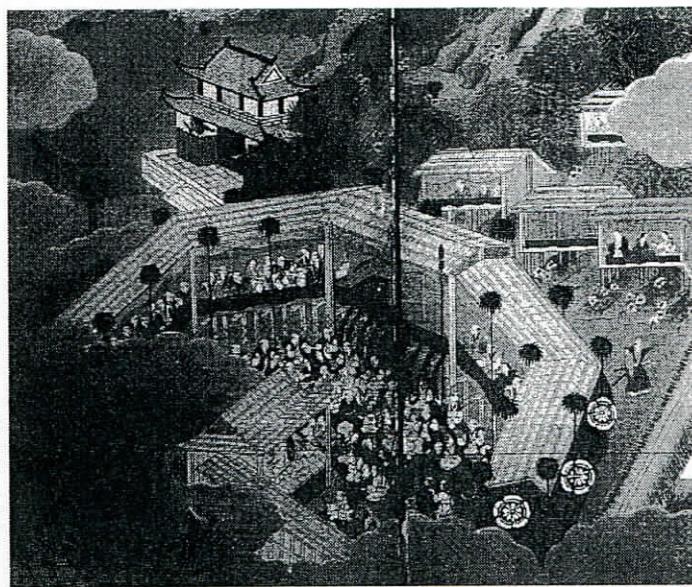
（二）今山八幡宮・神明宮神事能の成立

天正十六年（一五八八）、豊臣秀吉による九州再配置により、豈前国香春岳から高橋元種が五万三千石で延岡へ入封する。⁽³⁴⁾ 高橋氏に関する史料は、慶長十八年（一六一三）に元種が改易されたことなどから、その伝存状況は僅少とならざるを得ず、能楽に関する活動を窺いることは非常に困難である。しかしながら、『延陵世鑑』⁽³⁵⁾ では次のように記している。

今山八幡宮での神事能の始まりを、慶長十二年とするのは『延陵世鑑』だけであるが、「日向延岡御城并町在所々覚書」においても「神事能之儀者高橋右近太夫元種代⁽³⁶⁾初ル、毎年十月十五日ニ相極ル」とあり、また「淨菩提院書上由緒書」においても「十月神事能興行者、高橋右近太夫元種公⁽³⁷⁾始候事」とする。いずれも後世の史料であり、この記載をもつて、今山八幡宮での神事能の開始を、高橋氏の時代とする訳にはいかない。しかし、高橋氏の改易に伴い、肥前国日野江から延岡に入封した有馬氏⁽³⁸⁾の時代において、今山八幡宮における神事能が開催されていることを『國乘遺聞』卷之五社廟第十四に見ることができる。

古川伊勢大神宮今山八幡宮

両社御祭礼、寛文十年十月十五日、八幡御神事ヨリ康純公御参詣是アル、御行列之次第、御先払「露払」寄合組「騎馬一人」足輕大將「騎馬二人」御鉄砲「五十挺」物頭「一人」御弓「二十張」御鎗奉行「一人」大鳥毛「二十本」御牽馬「三疋」御持筒「五挺」御弓台「四飾」御鎗「三対」土俵勒「二穂」小道具「三本」御打物「一振」御台笠御立傘御挾箱「一苛」御乗物御跡道具「二本」御家老騎馬「一人」家中騎馬「御近習外様」御跡押「寄合組一人」此御神事、宝殿二神樂、麓二御能御奉納、仁王門ニ棧敷ヲ設ケ、公是ニ在テ御能御覽、御供ノ人數四方ヲ警衛ス、近國ノ貴賤群ヲナス、古川大神宮ハ三月十五日ヲ以テ是ヲ祭ル「延陵世鑑」云、寛永元年甲子伊勢大神宮日照山ニ勧請有リ、其年ヨリ三月十六日ノ神事能始ル、御神事八幡ニ同ジ「元禄三年板田橋洪水ニヨツテ御行列相ヤム、程ナク徒封ニ付廃之」



【写真2】「延岡城下図屏風」に描かれた今山八幡宮神事能

ここでは、寛文十年（一六七〇）の今山八幡宮への参詣行列の様子や、有馬康純による御能御覽の様子などが記されているが、こうした今山八幡宮での神事能の様子は、【写真2】の「延岡城下図屏風」においても確認される。そこには、「国乗遺聞」に記されているように、今山八幡宮の南麓にあたる仁王門の側に桟敷が設けられており、桟敷の周囲には行列が携えてきた「大鳥毛二十本」が本数を違えず描かれている。また、舞台正面の桟敷前には「御鎗三対」を立て、室内の壁に鶴を描いた藩主の「御能御覽」のための桟敷や、「貴賤群ヲナス」とあるように、士分だけではなく、飲食をしながら見物する多くの人々の姿が描き出されている。さらに、舞台上には黒式尉を掛け、三番叟鈴と中啓を持った演者の様子が描かれており、その姿から、狂言役者が演ずる決まりとなっている、三番叟の後半にあたる鈴ノ段が行なわれていることがわかる。

このように、少なくとも有馬氏の時代において、今山八幡宮での神事能が行なわれていることを確認することができるが、「国乗遺聞」ではさらに、古川太神宮での神事能もまた、有馬氏の時代、寛永元年（一六二四）に始まつたと記す。ただし、その出典を『延陵

世鑑』であることを記すなど、その信憑性は必ずしも高いものとは言えない。しかしながら、今山八幡宮での神事能の開始を高橋元種の時代であると記した「日向延岡御城并町在所々覚書」においては、「寛永元甲子歳天照太神宮奉勧請、神事能之儀、有馬左衛門佐直純代⁴¹初ル、毎年三月十六日相極ル」とされ、「淨菩提院書上由緒書」においては、「隔年ニ三月御神事之節者、八幡宮同様ニ能興行御座候事、従是以來、当社八幡宮、神明、隔年ニ能御座候事」とする。これらの史料によると、古川太新宮（神明宮）での神事能の開始に伴い、今山八幡宮では十月十五日に、神明宮では三月十六日に神事能を催すという、隔年交代での神事能開催の制度が整えられたことになるが、有馬氏の時代において、こうした隔年での開催を示す具体的な史料を見ることはできない。しかし、元禄五年（一六九二）、有馬氏に代わって、下野国壬生から二万三千石で入封した三浦氏の時代には、今山八幡宮では十月十五日に、神明宮では三月十六日に、それぞれ隔年での神事能を開催しており（表2 参照）、有馬氏の時代において、こうした隔年で神事能を開催する制度が始められた可能性は高いと言えるだろう。

それでは、このような神事能は、延岡藩にとって一体どのような意味を持つものであったのであろうか。豊後国白杵藩より派遣され、縣（延岡）での情報収集を行なつた村瀬忠左衛門組小川所助は、元禄四年（一六九一）に藩へ報告した「小川所助有馬左衛門佐国替一件覚」の中で、次のようない記述を残している。

一 每年十月十五日八幡宮御祭礼ニ御能被仰付候処ニ、当年之御祭礼御遠慮ニ而無御座候、縣表風聞仕候ハ、先年高橋様御改易之前方も御神事之御能無御座候、今度も御神事御能無御座候間、何も無心元事共と風聞仕候

ここでは「毎年」と記されているものの、今山八幡宮と神明宮との隔年での神事能であれば、当然、今山八幡宮では行なわれない年もある。元禄三年に記されたと考えられる「走百姓応待覚書」で

は、「国乘遺聞」にも記されているように、参詣行列が行なわれ無かつたことを記すが、神事能については「今月も御能御座候」として、今山八幡宮での神事能開催を記しており、元禄四年は神明宮において、三月十六日に神事能が行なわれていた可能性が高い。しかしながら、高橋氏改易の際にも、今山八幡宮での神事能が行なわれなかつたとして、「何も無心元」とする風聞が流れていたことを記すなど、神事能の実施の有無が、藩主の転封にまで関わる要因として、巷間の話題となつてゐることがわかる。こうした記述は、江戸時代における能楽という芸能を考える上で、一般に言われるところの「武家の式樂」といつた視点だけで捉えきれない要素を持つてゐると言えるだろう。

次節では、こうした今山八幡宮・神明宮の両神事能が、どのようにして行なわれていたのかについて、三浦氏以降の神事能の実施状況などから具体的に見てみよう。

(三) 引き継がれる神事能

今山八幡宮での神事能の開催の有無で転封となつたわけではないが、有馬氏の越後国糸魚川への転封に伴い、延岡へ入封した三浦氏の時代の神事能に関する記事を抽出したもののが【表2】である。これからは、今山八幡宮では十月十五日に、神明宮では三月十六日に催すという、隔年での神事能開催の制度が確立していることがわかる。また、神事能が何時頃に行なわれていたかについては、参詣に向けたの出発時刻と、参詣からの帰還の時間しか記されていなかっため、正確な時間は不詳であるが、概ね午前九時頃から午後三時頃の間に、五番から七番程度の能が行なわれていることが確認できる。では、そこではどの様な演者によつて、能が行なわれていたのであろうか。「御領分御先代御除高覚⁴⁸」には、「毎年八幡神明祭礼二而能仕候役者」として、南町・中町・北町・船蔵に居住する、「能太夫」「地謡」「小鼓役」「脇つれ」「狂言」「後見」など十四人の

【表2】 三浦氏時代における今山八幡宮・神明宮の神事能

和暦				西暦	場所	関連記事	出典
元禄	7	10	15	1694	今山	一八幡祭礼有之、御能被仰付候、(後略)	九津見文書
元禄	8	3	16	1695	神明	一神明神事如例被仰付、(中略)、御能七番	九津見文書
元禄	9	10	15	1696	今山	一八幡御祭礼如例被仰付之、(中略)、御能五番、其外如例相済	九津見文書
元禄	10	3	16	1697	神明	一神明神事如例被仰付、(中略)、御能七番	九津見文書
元禄	14	3	16	1701	神明	一十六日晴、公卯中刻御出、(中略)神事能七番 ○饅頭一折献於御座敷 ○自同列至船奉行同棧敷各賜羹酒如例 ○娘妻棧敷江賜御菓子・赤飯・羹肴 ○未后刻御還伺候便殿献御肴	三浦家文書
元禄	15	10	15	1702	今山	一十五日陰、辰時八幡江行列如例、(中略)、御棧敷江被為入之節、獻饅頭一折、中入之節、賜赤飯羹酒如例、娘棧敷同前、申後、御還伺候便殿、獻御肴	三浦家文書
元禄	16	3	16	1703	神明	一十六日晴、平旦神明江行列如例、(中略)、能七番、饅頭一折献御棧敷、賜羹酒如例、申後、御還献干鯛	三浦家文書
宝永	元	10	15	1704	今山	一十五日晴、行列平旦如例、(中略)、○御能五番外二番所望、源進・五郎左衛門都合七番 ○御棧敷へ饅頭一折献之 ○妻娘棧敷へ御菓子・御肴被下之 ○甲后刻御還伺候、(後略)	三浦家文書
宝永	2	3	16	1705	神明	一十六日晴 神事行列五時揃、(中略)、○御棧敷江獻饅頭一折、自分棧敷へ被下物如例 ○申時、御還献干鯛一折、(後略)	三浦家文書
宝永	3	10	15	1706	今山	一十五日晴 卯中刻行列如例御出、(中略)、御棧敷へ御菓子・御肴被下之、能五番、申中刻御還伺候、(後略)	三浦家文書
宝永	4	3	16	1707	神明	一十六日晴 (中略)、辰時太神宮江行列如例、(中略)、御能七番、御棧敷へ饅頭一折献之、御中入之節、被下物如例、申中刻御還、(後略)	三浦家文書
宝永	5	10	15	1708	今山	一十五日晴 六半時神事行烈如例、(中略)、○御能六番中入之節、自分棧敷へ被為入御盃頂戴、妻九一郎御盃被下 ○御棧敷へ饅頭一折献之、自妻御重之内如例	三浦家文書
宝永	6	3	16	1709	神明	一十六日陰自午雨 於太神宮神樂被仰付、巳時御社參、神事之節之通、同列熨斗目着、(中略)、即刻御還、於御館羹酒・赤飯被下 ○今日参詣之社人江、御棧敷小屋ニ而赤飯被下、御家中之面々江御酒相添被下之	三浦家文書
宝永	7	10	15	1710	今山	一十五日晴 神事行列如例、卯後御出御、(中略)、○御棧敷へ饅頭一折献上之、自妻御重之内献之、今度妻見物不参故、子供御側ニ被差置之、御能如例	三浦家文書
宝永	8	3	15	1711	神明	一十五日陰 卯中刻御人行列出、(中略)、御能七番、如例饅頭一折献之、中入之節御還之時分拝謁 ○妻子棧敷へ品々被下 ○惣而如例相済、申時御還、(後略)	三浦家文書

(註)九津見文書は「諸御用・御家中・寺社」(『宮崎県史 史料編近世1』所収)を、三浦家文書は「日録」(岡山大学附属図書館所蔵 A総記-1~10)より作成した。